

第9回 選挙区及び定数に関する在り方調査会 会議録

日 時：令和2年8月31日（月）14時00分～16時00分

方 法：Web会議

出席委員：（8名）金井利之座長、磯崎初仁委員、岩崎美紀子委員、
加藤一彦委員、高橋秀禎委員、大橋正春委員、
谷口尚子委員、原田大樹委員

出席者：日沖正信議長、服部富男副議長

（事務局）湯浅真子事務局長、畑中一宝次長、枡屋武企画法務課長、
袖岡静馬政策法務監、田米正宏課長補佐、米澤明子主査、
長谷川智史主任

傍聴者：21名

金井座長

ただいまから、第9回の選挙区及び定数に関する在り方調査会を開会したいと思います。

本日は委員全員参加ということでございます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からのお願いです。三重県議会議事堂で傍聴されている方につきましては、マスクの着用など咳エチケットにご協力をお願いします。また、開始から約1時間後に5分の休憩を行いますので、その際は換気を徹底するため、傍聴者の方など会議室からの退出をお願いします。

それでは、資料の確認を事務局からお願いします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

資料につきましては、事項書が1枚、それから資料1としまして、最終報告の座長素案ということで、ホチキス留めの冊子が一つ。それから、資料2といたしまして、区域別算出方法別人口割実定数という表ですが、ゼムクリップで12枚のものを留めたものが一つでございます。以上でございます。

金井座長

資料についてはよろしいですか。

それでは、早速調査に入りたいと思います。これからは、通信の負荷の軽減の観点から、発言される方以外のカメラとマイクをオフにして進行したいと思い

ます。発言の際にはカメラをオンにしていれば発言希望ということがわかりますので、発言の際にはカメラをまずオンにしていればと思います。

それでは、本日は最終報告の座長素案につきまして議論していきたいと思えます。流れとしては、まず事務局に最終報告の座長素案を簡単に説明していただき、その後すべての範囲を一括して自由にご議論いただきたいと思えます。ただ、特に第3章の5の箇所については、非常に重要なことでもありますので必ずご確認いただければと思います。資料2は最終報告書の座長素案の他に、前回の調査会で依頼のあったヘア式とアダムズ方式についての比較表も添付しておりますので、最終報告書の座長素案と併せて事務局に説明していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局、袖岡でございます。

それでは、資料1から順番にご説明をさせていただこうと思えます。

この資料1につきましては、前回の会議でお示ししました骨子をベースにいたしまして、文章の補足ですとか補強とか、あとは根拠となるデータなどをお示しすることによって肉付けをしたものでございます。併せまして、項目の統廃合ですとか細分化とか、あと項目の表現の変更などの整理も行っております。報告書の中身自体、方向性といたしましては、骨子の時点から大きな変更点はございませんけれども、見た目といたしましては大きく変わってしまひて、最終的な報告書に近いものとなっておりますというものでございます。

本日はこの座長素案につきましてご議論をいただくということをお願いしたいと考えてござひまして、今後の予定でございますけれども、この本日ご議論いただきました内容を踏まえまして、座長素案の修正をして、次回、座長案という形でお示しをさせていただきまして、次回はそれに基づいて、最終的なご議論をいただければというふうに考えているところでございます。

それでは、資料1のほう中身でございますけれども、めくっていただきますと目次が出て参りますが、この部分につきましては、大きな流れとしましては骨子から変わってはいませんが、項目の統廃合とか細分化とか、表現の変更などを整理をした部分でございます。それから、めくっていただきまして、「はじめに」でございますけれども、ここは今回書いた部分ではありますが、前回骨子でお示ししましたように、これまでの経過を主に記載をしたものでございます。

それから、次のページは経過の表でござひまして、7ページ以下、まず第1章ということで、「県の人口減少・地方創生の状況」としましては、諮問のほうでも人口減少とか地方創生を踏まえてというところがござひますので、この辺につきまして整理をした部分でございます。1番が「人口減少状況」で、めくって

いただきまして10ページのほう、こちらが地方創生に関する三重県の取組の状況でございます。

11ページですけれども、第2章といたしまして、ここからは1つ目の諮問事項に関する部分になってまいります。「人口減少・地方創生時代における県議会の果たすべき役割や在り方」というところでございます、1番として「県の役割の変化」ということで、ここは少し細分化しまして(1)として「性質の変化」、(2)として「対象の変化」という形で書き分けておりまして、(1)の「性質の変化」につきましては、主に補完等に関するそういう変化というところがございます。それから、14ページのほうが(2)として「対象の変化」ということですけれども、その分野等に関する変化についての内容となっております。14ページの中ほどから2番としまして「県議会の果たすべき役割」ということでございますけれども、ここは先ほどの県の役割の変化に伴います県議会の役割の変化というところの内容となっております。めくっていただきまして15ページでございますが、3番といたしまして「県議会の在り方」としまして、ここでは民主的正当性ですとか多元的代表的とか、主に論点3とか4のあたりでご議論いただいた部分でございます。16ページが(1)としまして「民主的正当性」につきまして、データですとかを書かしてもらってございまして、内容としては17ページのほうになるんですけれども、投票率の向上とか無投票当選の解消といった選挙の活性化という視点が外せないという辺りになっております。それから、17ページ中ほどですが、(2)として「多元的代表的」としまして、県議会としては選挙区とか地域という視点だけではなくて、ジェンダーとか年齢とか職業等の多元的な視点が必要だという内容となっております。18ページの中ほど、(3)「地域代表制」でございますけれども、これは前回主にご議論いただいた部分にもありますけれども、県議会議員というのは県全体の代表としての側面と地域代表としての側面と二面性があって、現時点では特に地域代表性を強めるという選択をする必要はないというふうなご議論があったところがございます。19ページ以下、その地域代表制に関しまして、いろんな側面として、まずアとしまして、「法的側面」、それから22ページのほうでいきますと、イとしまして「制度的側面」、それから23ページのほうでは「実態的側面」といったところからの記載となっております。26ページでは、「地域と区域」というものについて書いた内容となっております、27ページは「その他」としまして、地域機関、その職員の配置とか公共事業費比率とか、そんなことも踏まえた記載となっております。それから、29ページ、(4)「代表選出方法等」というところがございますけれども、ここはまた後程出て参りますけれども、法改正の要望も含めたことが必要だということでもありますとか、現行法の中では選挙区の人口を大きくするとか、あとは補完的な方法というのが考えられるというところでご

ざいます。

30 ページの第3章でございますが、これは諮問事項の2つ目に対応する部分でございます、「三重県議会の議員の定数及び選挙区の在り方等」というところでございます。1番が「総定数の在り方」ということでございますけれども、ここにつきましては、骨子の段階ではこの4段落目以降ぐらいの「総定数を考えるに当たっての着眼点」という部分について記載しておいた部分でございますけれども、今回、座長素案といたしまして、この2段落目というか、「まずは」という段落ですけれども、ここにつきましては、調査会としましては、方向性という形では、明確な結論は出てはいない部分ではありますけれども、今回定数減とか定数維持とか定数増とか、いろんな意見があったというふうな中で、そういういずれもあり得るという前提の中で、これまでの議論を踏まえまして、維持とか定数増に関しましては、条件を付けたような内容の記載となっております。この部分につきましては、特にまた後でご議論いただければというふうに考えております。それから、32 ページのほうご覧いただきたいと思います。2番としまして、「選挙区の区割りの在り方」というところでございますけれども、内容的には骨子と変わってないんですけれども、33 ページのほうでは、現行法を前提とするならば、多くの基礎的自治体を包摂した選挙区を作るということがあるということ。それと、なかなか現行法では制約が大きいということから、34 ページのほうでは、法改正を要望するということも考えられるということで、複数の選挙区に割るとか、あるいは全県一区、あるいは比例代表制とか小選挙区比例代表並立制とか、そういうことの提案でございます。36 ページをご覧いただきたいと思います。「選挙区ごとの議員定数の在り方」としてでございますけれども、(1) としましては「人口比例の原則」としまして、基本的な部分を書かせてもらっておりまして、37 ページのほうでは一人区のこともしここで触れてございます。その37 ページの中ほど、(2) 「特別の事情」でございますけれども、ここにつきましては39 ページの下のところなんですけれども、人口減少の厳しい地域を優先する考えに立つ場合に限定して、こういう特別の事情を適用すべきだという考え方でございます。40 ページでございますが、(3) 「投票価値の平等」という形で、細かく中をアとしまして「一票の較差」と「逆転現象」と分けてございます。アの「一票の較差」につきましては、基本は2倍までで、特別の事情とかを考慮するとしても3倍未満に抑えるべきだという内容でございます。それから、42 ページでございますが、上のほう2段落目、イとしまして「逆転現象」でございます。ここにつきましては、逆転現象は解消すべきであるという内容でございます。その真ん中辺ですが、「補完措置」としまして、多元的な利害・関心を議会に反映させるための補完措置として色々と書いてございます。それから、43 ページでございます。5番の「次の三重県議会議員選挙

に向けて」というところがございますが、骨子の段階では、ここは単に総括というタイトルにしていた部分でございますけれども、少し具体的にしまして、次の議会選挙に向けての調査会としての考え方、いろいろなものをまとめたという部分でございます。内容としましては、これまでの内容を踏まえて記載をしてございます。あと、三重県議会のほうで過去に選挙区とかにつきまして議論をした中で、8つの課題というのがございましたもので、それとの関連性についても少しお示しをするような形になっております。項目としては、(1)として「総定数」で、(2)が「選挙区の区割り」、(3)が「選挙区ごとの議員定数」ということで、アからオまでの内容となっております。中身としては、これまでに書いてあったことを再度整理したという中身でございます。ここにつきましては、前回の骨子の段階ではまだ書いていなかった部分でございますので、先ほど座長のほうからもありましたように、ここについても特にご議論をいただければというふうに考えております。

めくっていただきまして45ページ、「おわりに」でございます。ここも骨子では中身は書いてなかったんですけども、主に議会への期待などを書くということでございまして、3段落目ですと、定数の見直しのための議論の場を定期的で開催することを期待したいとか、あるいは4段落目でいきますと、選挙制度の見直しについて国に要望していくことを期待するとか、最後にということで、これは前半からご議論いただいた部分でございますけれども、県議会の制度の選択があらかじめ県政の方向を決めてしまうような政策指向性を有することのないように留意するということが記載してございます。簡単でございますが、以上でございます。

金井座長

ご説明ありがとうございました。

座長素案につきましては、皆さまからいただいたご議論をなるべく踏まえて整理したつもりではありますが、なお至らない点とかがあると思いますので、ご自由にご意見をいただければと思います。それを踏まえて、次回の案につなげて参りたいと思いますので、どなたからでもご発言をお願いします。

加藤委員

加藤ですが、34ページの一番最後のところで、「例1) 比例代表制を導入すること」、「例2) 小選挙区比例代表並立制を導入すること」と書いてありますよね。その次に利点①、利点②というのがありますが、例えば、利点②で、「死票が減ることで、投票率の向上につながる可能性がある」と書いてあるんですけども、これは小選挙区比例代表並立制を導入したときの利点というふうに読

めてしまうんですけれども、通例、小選挙区制を一部導入すれば、死票のほうはむしろ増すはずなので、だからここは多分位置が違って、一般に比例代表制を導入すれば、死票が減るよっていうことは論理としては成立しますけれども、具体的な小選挙区比例代表並立制を導入すると、死票が減るとは言えないと思います。これは、おかしいなと思いました。これが1つです。

金井座長

ありがとうございます。まだ他にもありますか。

加藤委員

はい。

金井座長

まずこの1点目についてなんですが、確かにご指摘の通り、比例代表制を導入することは死票が減ると一般には言われますが、小選挙区の場合にはむしろ死票を増やすというのはごく常識的に言われているので、他の委員から特にご異論がなければ、この利点②は例1)のほうに動かしたほうがより適切なのではないかと私も思いましたけれども、もし他の委員から何かご意見あればお願いできますか。

谷口委員

ご指摘の通りで、34 ページの利点①、利点②は、書かれた方のご意図もあるかと思うんですが、例1)の一般的に比例代表についての考え方だと思うんですよ。比例代表制を政党化を通じて行うかどうかはまた別の議論があるかもしれませんが。下の小選挙区との並立制は、地域代表の選出を重視するという趣旨で、利点①、利点②とは関係ない面もある。だから利点①、利点②は、両方とも比例代表制に関連して挙げるのが良いと思いました。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

小選挙区比例代表並立制の趣旨を谷口先生がおっしゃったときに、地域代表という意味で小選挙区を入れるのであって、政党化というような国政の選挙制度改革での意味で言ったわけではないというのが確か記憶にもありますので、利点①、利点②は例1)のほうに、つまり比例代表制のほうに移すということのほうがよさそうな気がします。

他の方、何かございますか。よろしいですか。

じゃあ、加藤先生、利点①、利点②は例1)のほうに動かすという方向で、次回までにまとめますので、続けてご意見お願いできますか。

加藤委員

3章の5はちょっと色々ありますので、全体的にこれ読んでみて、副資料でも何でもいいんですけども、せっかく2回も現地調査をしたんですから、そのことについての記述がどこかに欲しかったっていう、これは印象です。2回調査を行ったときのそれなりの報告というのがもうすでにペーパーであったと思いますので、それを後ろの付録文書に付けるだけでもいいかもしれませんし、あるいはこの記述の中で、非常に客観的にきちんと書かれておられるんですが、特に人口減がシビアな部分のところを視察したわけですので、そういうところについて何らかの実態面についての言及があればと思います。これは一緒に行かれた委員の方々がどう思うかということと関連してのお話でございます。とりあえずは、最後の部分を除いてはここまでということであります。

金井座長

ありがとうございました。

それでは、現地調査をせっかくしたので、その記述があったほうがいいのではないかというご意見もいただきましたが、他の委員の方、何かございますか。

いかがですか。

特にご意見がないようであれば、ちょっと事務局と…。

高橋委員

今おっしゃった現地調査のことについての意見ということでございますか。

金井座長

もしあればということですが。

高橋委員

現地調査は特にありません。

金井座長

それは他の方の意見がありますので、事務局と調整して私のほうで次回までにちょっと考えてみますので。

じゃあ高橋委員、……………ちょっと待ってください。磯崎さんはどちらの意見ですか。

磯崎委員

現地調査の件ですけれども一言だけ。私も加藤先生のご意見に賛成で、どこに入れるべきかなと思ってちょっと発言のタイミングを逸してしまいましたが、第3章ぐらいでしょうか。三重県の地域的に較差が広がっているということで、後ほどの選挙区の問題に関わるようなところに、短くてもいいので入れていただけるとありがたいなと思います。その他、詳細は資料編でもよろしいかなと思いますが、本文に入れるとすると、選挙区設定、定数配分の問題につながるようなところで、このような差が大きくなっているという現状認識ですけれども、入れていただければいいかなと思いました。あるいは、一番最初のほうの部分かもしれません。総論的なところかもしれませんが、後はお任せいたします。

以上です、失礼しました。

金井座長

ありがとうございます。

あんまりお任せされちゃっても、どういうふうに入れていいのかわからないんですが、仮に書くとしたらどんな内容を特に書いたほうがいいですか。実は、私は現地調査行っていないので、特に行かれた方の感触を、こんなのを入れて欲しいという内容があればお願いしたいんですが、原田先生、何かございますか。

原田委員

すいません、私も現地調査には行ってないのですが、入れる候補としては38ページとか39ページに特別の事情というのがあり、これもしかしたら結論に関係してしまうかもしれないですが、特別の事情を考える上で、現地調査に行かれた先生方がこういった点を考慮して特別の事情を考えるべきだというご意見があるようであれば、ここに入れるのがいいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、せっかく現地調査に行かれているわけですので、何かそれは答申に反映させたほうが良いという総論的な議論にも賛成いたします。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

そうなりますと、加藤委員、あるいは磯崎委員も含めて、特に現地調査で書くべき内容があれば、ちょっとご示唆をいただければと思うんですが、あるいは他の委員の方も行かれていると思うんですが、いかがでしょうか。

加藤委員

もう一方（ひとかた）、2回も参加された大橋委員がいらっしゃるのので、大橋委員に発言を求めたらいかがでしょうか。

金井座長

大橋委員にもぜひご意見いただけますか。

大橋委員

現地調査で感じたのは、数字だけを見ると、似たような状況にあるが、地域によって受け止め方がかなり違っていたということです。総論的には皆同じような状況があるが、その受け止め方、あるいは県の補完的役割への要求度は市町村によってかなり違うという印象を受けました。従って、市町村の意向を重視することが重要と感じました。高橋さんのご意見もあって、そここのところはきちんと書き込まれていると思います。

金井座長

ありがとうございます。

そうしますと、現地調査の印象として、市町によって意向が異なるというのが一つ重要な情報だということですね。

他の方、何か現地調査を踏まえて、特に盛り込んだほうが良いというものがあるれば、この際ご議論いただければと思いますが、いかがでしょうか。

加藤委員

加藤です。よろしいでしょうか。

先ほど原田委員が言われた37ページの特別の事情のところ、いわゆる限界集落を抱えている市町村のこと云々というのは、これはちょっと結論と合致しなくなってしまう恐れがある。おそらくはこの答申の流れで言えば、人口減がかなり顕著な地域があったとしても、較差是正はしていかなければならないんだという流れになるんじゃないでしょうか。

そして、なぜそのようなお話になるのかというと、これは今、大橋委員が言われたように、それぞれの市町村の方々が県のほうできちんと対応してくれているということで、こと南部地域におかれましては、県庁の役割が非常によくやってくれているという、むしろ好印象的な発言が多かったと記憶しております。

逆に北部のほうは、南部ばかり配慮してっていう逆の言葉がままあったと思います。そうであるがゆえに、ちょっとこの報告書には書きにくいんですけども、上手い具合にここは、事務局の方もずっと現地調査お付き合いしてくださ

ったので、上手い具合にどっかに入れられないかな、あるいは現地調査へ行った結果の部分だけを一つの節くらいに起こして何か記述をすとか、そういうことをしていただければと私は感じました。以上です。

金井座長

ありがとうございました。

今の現地調査の方向性からすると、少なくとも現段階では、県は南部にしっかり施策をしているということが、好意的な反応があったということがわかったと。

ただ、これを39ページのところに書くと、結論とあまりに直結してしまうので、ちょっと別のところに書いたほうがいいのかというご意見だったのではないかと思います。

微妙でありまして、現在南部についてよくやっているのは、南部について定数が配慮されているからだという因果関係になると、今後も南部のこの好印象を維持するためには南部に配慮しなければならないという特別の事情につながりかねないということになりますし、いや今過剰に南部に県政をやり過ぎているんだという意味では、北部の印象を反映してバランスを回復したほうがいいんじゃないかという結論になり得るという面もありますね。これがちょっと両義的でありますので、おそらく39ページのところよりは第1章、第2章の前のほうがよさそうだという印象を持ちましたが、事務局とも検討してみたいと思います。

磯崎委員、どうぞ。

磯崎委員

一言だけ。今の座長の整理でいいと思うんですが、例えばですけれども、14ページの真ん中くらい、対象の変化というところの3段落目、「その上で」云々と書いてあります。これを裏付ける次の段落で、つまり2の直前で現地調査に行ったところ、次のようなことが確認できた。産業の状況とか、今、両先生がおっしゃったこととか、私が考えたのは地域交通の事情がすごく大変だと、南部の交通事情ですね、生活を支える交通をどうしていけばいいのかとか、製造業が非常に空洞化しているというか、転出したりして、これは地域経済大変だなというふうに思ったとか、色々あるのですけれども、ちょっとそれ言い難いのですが、場所としてはこの14ページの真ん中くらいが考えられるのではないかなと思います。県の役割に照らしてですね。もっと言うと、人口の増減が著しくなっているのは7、8ページでも言っていますので、ここということも考えられますが、もう少し具体的なことをつなげるとすれば、県の役割、対象の変化と書いてある

中で、1段落、現地調査に行ったところ、こうであったというふうに、報告書も出ているかと思えますので、そこから抽出していただければいいんじゃないかなと思いました。以上です。

金井座長

ありがとうございました。貴重なご示唆ありがとうございます。14 ページ辺りはいかがかということでもあります。

他に、原田先生どうぞ。

原田委員

先ほど 39 ページというふうに申し上げた趣旨は、今、先生がおっしゃったことと同じ方向でありまして、基本的には人口比例にすべきだと私も思いますが、どうしてもそれ以外の要素を考慮するのであれば、よほど人が減っているところに限定すべきであるということで、その例証として、例えば現地調査した場合のこういう地域だったらあり得るかもしれないという限定の方向で使うという趣旨で申し上げましたので、一応その点だけ補充させていただきます。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

もし 39 ページで触れるのであれば、ちょっと軽めにとということでもあります。他の先生方いかがでしょう、現地調査については。谷口先生。

谷口委員

例えば現地調査のことを記述する場所として、第1章の最後のところはいかがでしょう。というのも、現地調査をしっかりと行ってくださった先生方や事務局の方々に感謝する次第なんですけど、社会調査の視点から言うと、ある部分の調査から得られる情報には限定性がある。三重県の議員さんや住民の皆さんからすれば、いろんな地域にいろんな状況があるのに対し、私たちはたまたまある場所にある時に行って調査したわけですね。現地に行かないより行ったほうが、知見の説得力というか、我々にとって感じるものがあるとしても、ある部分を見て、この問題が大事だ、と言うのはなかなか難しい面があると思うんですね。

その点で、第1章というのは三重県の状態をまとめてくださっています。県勢や人口変動等の状況が、客観的に資料やデータに基づいて書かれているので、そういった資料であるとか数字だけではなくて、実際にこの検討会は現地を見ましたよ、現地から感じて伺ってという部分があったということ、ある意味事実ベースで書く。こういう項目でこういう地域に調査に行ったところ、こういう知

見があったというふうに、事実ベースで書くと良いのではないかと。第2章以降になりますと、この検討会における議論の内容が始まり、どんなことをどういうふうな議論で検討したかということが入ってきますので、そこに現地調査のことを書くと、一種の議論の根拠づけみたいな感じになってくるので、そういった事実ベースで1章の最後に付ける。現地調査を踏まえた上で我々は議論しましたよ、みたいな流れにすると良いと思いました。以上です。

金井座長

ありがとうございました。

確かに10ページの後、ここに現地調査のほう入れたほうが、座りがいいかもしれないですね。

大橋委員どうぞ。

大橋委員

谷口先生のご意見に賛成で、10ページ辺りがいいのではないかと思います。10ページはその記載があることで、単に記載している計画があるだけでなく、現在でもある程度実行されていることが示され、それは現地調査の結果ではないかと思えます。

金井座長

ありがとうございます。

そうしましたら、以上色々なご意見伺いましたけれども、10ページ辺りに入れるということを軸に、事実ベースで書いていって、その後の14ページ辺りは現地調査も踏まえみたいなのを少しだけ触れておくという手があるのではないかと思いますので、ちょっと事務局と検討させてもらえればと思います。

それでは、現地調査についてはこれくらいにしまして、他の点でありますけど、先ほど確か高橋委員が手を挙げていたような気もいたしますけど、間違いなかったですか。

高橋委員

よろしいですか。何点か申し上げたいんですけど、まず13ページでございます。市町の記載のところでございますけれども、これなお書きで記述がある通り、事実だけを言っているんですが、その趣旨としては、基本的に我々が整理をしておりますこの12ページまでの考え方、それから、後の記載ともそうずれるものではないと思っておりますので、ここは例えば地制調の記載の中の今後の人口減少によって、その傾向の加速化が見込まれるけれども、市町村の対応が困

難なことについては、都道府県においては今以上にきめ細やかな補完支援を行う役割を果たしていくことが必要であると、地制調でも言っているというような、報告書と地制調との書きぶりのある程度整合性をとったほうがよろしいのではないかというのが1点でございます。続けましょうか、それとも。

金井座長

以上の点はそういう方向で検討したいと思います。

高橋委員

それから、15 ページでございますけれども、細かい表現で恐縮でございますけれども、2 段落目でございます。「人口の地域間格差が拡大する中において」のくだりでございますが、この「人口減少の著しい地域を優先する」というふうに書いてあるんですが、何について優先していくのかというのが明確ではないということでございます。

一方、その人口が減少する地域における雇用や産業の安定を優先と。人口集中については、雇用とか産業というふうに例示されていますけれども、前段のほうは必ずしも明確ではないので、ここについては雇用、産業に替わるべき何か、インフラなのか、福祉なのか、なんらかの例示をしたほうがよりわかりやすいのではないかというふうに思っております。これが2点目。

金井座長

ありがとうございます。

以上の点はインフラとか社会福祉でいいですか。あくまで例示ですけど。

高橋委員

あくまで例示で、そんなものかなという考えが湧きましたので、それで私はいと思います。

金井座長

人口集中する地域も別に雇用や産業だけではないので、地域包括ケアとか、すべて大事なので、あくまで例示ということであればいいのではないかと思います。

続けてどうぞ。

高橋委員

あともう1点。18 ページの上から4 段落目でございますけれども、「また」の

ところでございますが、「利害関係の軸」という用語が使われておりますけれども、ちょっと唐突感があるなという気がします。意味としては、その属性による利害関係が実態として存在するということなのかなと思いますので、いきなりこういう用語を持つてくるのはどうかなという気がします。もう少し噛み砕いた表現のほうがよろしいのではないかとということでございます。とりあえず以上です。

金井座長

今の3点目なるほどと思いましたので、そういう方向で修正案を考えてみます。ありがとうございます。

他の方はいかがでしょうか。全体を通じてどこでも構いませんので。

磯崎委員

大きくは2つですが、37ページが一番下の行ですけれども、「地域の状況に応じた合理的なものであり、かつ、最少限度の範囲にとどめるべきである」ということですが、ここで最小限度と言ってしまうと、ちょっと矛盾するんじゃないかなという気がしております。38ページの判決を見ますと、やっぱり合理性の範囲になっているかどうか、裁量権の合理的な行使の範囲内かどうかということが問題になっているように思いますので、判決の文章をなるべく忠実に書くか、または、例えばこうしたらどうでしょうか。下から2行目ですが、「地域の状況に応じた必要かつ合理的な範囲内にとどめるべきである」というふうにして、これ裁量を一定認めていますので、最小限、何対何っていうふうにきちっと決まるという上限があるんだというふうにとられると、ちょっと矛盾するんじゃないかなと思いましたので、ここをご検討いただければということでございます。

同じ論点ですが、2点目いいでしょうか。長くなるので、チャットで入れさせていただきました。

チャットの内容（太字部分）

39頁 下から6行目の次に挿入してはどうでしょうか。

「**特別の事情として、たとえば次のような要素が考えられる。**

・人口の急速な増減 ・選挙区の面積の大小 ・高齢化・少子化等の世代構成の変化 ・農林漁業等の地域経済の状況 ・防災・県土整備・インフラ確保の必要性」

確認できる方は確認いただければと思うんですが、39ページです。2段落目

ですけれども、「そこで」というところですが、「人口比例を原則としつつ」云々というところがありますが、どうもこの報告書の中では特別な事情というのはこれ以上具体化しないという形になっているんですが、せっかくここまで議論してきましたので、特別な事情というものがどのようなものがあるのかということをご提案としてでも入れたらいいのではないかなと思います。委員の皆さん、違和感があつたらご指摘をいただきたいと思うんですが、私も自信を持って言っているわけではありませんけれども、下から6行目の次に特別な事情として、例えば次のような要素が考えられるということで、人口の急速な増減、選挙区の面積の大小、高齢化・少子化等の世代構成の変化、農林漁業等の地域経済の状況、防災、県土整備、インフラ確保の必要性、こういったものが特別な事情に、これが地域的なバランス、こうした項目で地域的なバランスがとれていないときに特別な事情というのを働かせるということではないかなと思うのですが、どうでしょうか。実は40ページの上のほうになお書きで少し書いていただいているんですが、それを本文の流れの中で特別な事情としてこのようなものが考えられるというふうに入れてはどうかということでございます。2点目は以上です。

金井座長

具体的なお提言ありがとうございました。いただいたご意見も踏まえながら、他の委員の方も今の点について何か特にご発言があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

加藤委員

加藤です。

今チャットで書かれたこの文言を入れると、特別な事情はむしろ判例の趣旨とは異なり、拡大化するおそれがないでしょうか。最高裁判例はそんなことを言っていないが。

金井座長

これはもちろんそういうご意見もあろうかと思いますが、あまり書くべきでないという。加藤先生はあまり書かないほうが良いということですか。

加藤委員

はい。要は次の選挙に間に合わせて、私どもが一応の原案らしき方向性を出す。それに基づいて条例改正をして、定数再配分が行われると。おそらくは、これは固定的ではなく、多分報告書の後ろにもあるように、不断の見直しを今後ともしていくんだという流れから考えてみると、チャットで書かれた事由が色々

こういうことが発生したとしても、見直しをしなくてもいいんだという逆に使われてしまうような可能性のほうが高いような気がいたしました。以上です。

金井座長

ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。ここは非常に重要な点だと思いますが。

磯崎委員

1点だけ弁明というか、判決に書かれてないことは事実その通りだと思います。そこでこの当研究会としては、こういう要素を示すことも求められているのかなど。別に三重県だけではなくて、ここの解釈について、公選法の解釈について、こうした少し入り込んだ議論が求められているんじゃないかなっていうふうに意識をして提案するものでございます。

ただ、例えば高齢化・少子化等の世代構成の変化とかっていうのはちょっと余計かもしれません。常に生じ得ることですので、ただ面積とか県土管理、インフラとかいうことはちょうど先ほどの中部北部と南部の違いというところから出てくるように思うんですが、どうでしょうか。全部入れましょうということではなくて、なるほどねっていう範囲で入れていただければというのが提案でございます。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。

私、最高裁判例の読み方わからないんですが、最高裁判例は特別の事情について何か触れているんでしょうか。具体的に示しているんでしょうか。

磯崎委員

磯崎ですが、本文もちょっと見てみたのですけれども、ちょっと今細かく記憶しておりませんが、基本的には裁量の地域間の均衡を図るための通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお合理性を有するものと考えられない場合、つまり裁量権を超えているかどうかというところで、そこを問題にしております。その中身については触れていないということではないかなと思いました。ちょっと本文を全部読み通す時間が今ありませんが、とりあえず以上です。

金井座長

38 ページを見る限りは、「地域間の均衡を図るため通常考慮し得る諸般の要素をしんしゃくしてもなお一般的に合理性を有するものとは考えられない程度に

達しており、これを正当化すべき特段の理由が示されないとき」というのは、特別の事情がいらぬわけですよ。特別の事情はその後ですよ。

磯崎委員

いや、特別の事情はあれじゃない。

金井座長

「達していないが」ですよ。

磯崎委員

諸般の要素じゃないですか。

金井座長

諸般の要素なんですか。達していないけれども、なお特別の事情があるときに合理性を欠いているとされるんじゃないですか。

磯崎委員

違法になるということですか。

金井座長

だから、前段のほうは特別の事情がいらぬわけですよ。特別の事情がなくてもしんしゃくしてだめなときはあると。そのようなひどい状態に達してなくても、その較差は上記の程度に達していないけれども。

磯崎委員

2つありまして、程度がひどいというときと程度はそんなにひどくないんだけど、特別の事情だというときの判断の根拠が合理性がない、基礎付ける事情が失われたという2つの場合を示しているかと思うんです。いずれにしてもそれは裁量の範囲を超えていると考えられますので、実は、先ほど1点目で言ったことは、ここを全部引用しても悪くないという感じもしたのですが、2つの場合において裁量権の逸脱、違法性を帯びるというふうに言っているんじゃないかと思えます。

金井座長

ありがとうございます。

ただ、いずれにしる最高裁判決には特別の事情が具体的に何であるかは書い

てないということですか。

加藤委員

加藤です。

一般に較差訴訟のときには、基本は住民の数ということで、これは人口要素って言うんですね。人口要素で物事を考えましょうと。それ以外のことは非人口要素って言うんですね。この非人口要素が各地方自治体の状況に応じて、何らかのものが本当にあるのかって言うふうには、そこは必ず裁判所は審査しますよというのが最高裁判例の考え方であると。だから、それぞれの自治体の言っているような較差があっても、これこれこういう事情があるからいいんだということについては、その都度裁判所が判断していく。だから、判例ではこういう書き方になってしまうんです。

そのときに、三重県ではと言ったときに、南部北部較差で、農林業云々だとか防災だとかインフラとか、そういう非人口的要素が人口比例を覆すだけ、信頼に足りうる要素として正当化できるのかという話になってしまいますので、だから私は、これはむしろ入れないほうがいいということを意見として持っております。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。

他の方がいかがでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、ここら辺の書きぶりは少し事務局と検討させていただいて、次回素案をお示ししたいと思いますが、いずれにせよ特別の事情に当たるというふうには言う場合には、県議会が条例を定めるわけですから、その根拠を示さなければならぬということですね。この調査会としては具体的な特別の事情の中身についてはちょっと十分なコンセンサスは得られていないので、県議会が仮にそれを使うのであれば、きちんと最高裁にも耐えられるような特別の事情をちゃんと明記してくださいということになるのかなというふうには、ご議論を聴きながら思っていたところであります。

私自身は有権者と議員のアクセスが地理的に非常に困難になることがあります。これは結構深刻な問題なのではないかなというふうに思っています。これは選挙区の大小とか、時間、距離の問題だと思いますけれども、一人の議員が何人の声を代弁できるのかという現実的なことを考えたときに、このアクセスの時間の負担というのは大きくなるのではないかと私自身は個人的には思っておりますけれども。

他にはいかがでしょうか。

大橋委員

大橋ですが、特例選挙区との関係があるわけです。急激な人口の減少が、島嶼部のような独立性のある地域で生じた場合には、単純な数値的な合理性だけが基準となるものではないということは法も認めています。

今おっしゃった急激な変化は意味のある一つの事情であるという感じはします。特別な事情について何の記載がないと報告書を読んでもどうしたらいいかわからないことになるので、少なくともいくつかの例を挙げたうえで、座長がおっしゃるように、こうしたものもありうるが、条例で決めるときには、何が特別の事情なのかというのを合理的に説明しなくてはならないという指摘をしておくことがよいのではないかと感じました。

金井座長

ありがとうございます。

人口急減というのは非常に重要な要素になるのではないかとということで、これも貴重なご示唆と思います。ちょっと事務局と検討してみたいと思います。

他にはいかがでしょうか。岩崎先生どうぞ。

岩崎委員

無投票当選のところなんですけれども、33 ページに一人区の無投票が多いというのを書かれていて、これは一般的な傾向だと思うんですね。

ところが16ページの「過去3回の三重県議会議員選挙における無投票選挙区及び当選人数」というのを見ますと、いわゆる2人区とか4人区とか、そういうところが多い。これは三重県の特徴というか、三重県の現実です。そうすると、一般的に一人区だと無投票が多いということと、三重県はそうではなくて2人区のほうが無投票が多いというところの整合性といいたいまいしょうか、上手く書きぶりを考えてくださるといいかなと思っています。以上です。

金井座長

ありがとうございます。

2人区でも無投票は起きやすいと、一人区ならなおさらであるというのが33ページの図でありまして、相関係数をとるとどうなるかわかりませんが、3人区でも起こらないとは言えないと、4人区だってないとは言えないと。5人区以上でもないわけではないということですが、傾向としては一人区が一番無投票になりやすく、三重県の場合には2人区が多いので、2人区現象が出ていますが、そこでも無投票の割合は実際高いし、三重県でも高いと。この三重県が一人区にしたらどうなるのかというときには実例がないので一般的な傾向で推論するし

かないと、こういうことだと思っんですね。下世話な話を言えば、現行2人区のところを一時的に一人区にすると2人の現職が戦うから、最初は無投票にはならないと思いますが、中長期的には勝ったほうがずっと勝ち続けるということになるので、おそらく一般的な傾向に中期的には収れんするだろうと。つまり無投票の率が高くなるだろうということなので、ちょっと三重県の事情とともに法の制度の推論としては、定数が減れば減るほど無投票は多くなるという傾向はあるというような感じなのではないかと、私も思っていましたので、ちょっと付け加える必要があるかと思っています。

それでは、3時になりましたので、一旦ここで休憩をとりたいと思います。再開は3時6分というふうにさせていただければと思います。

特に後半重要なところがありまして、43ページ、44ページについては必ずご意見いただければと思います。

では、暫時休憩ということにさせていただければと思います。

(休 憩)

金井座長

それでは、休憩前に引き続き調査会を再開します。全体にわたってどこでも構いませんのでご意見いただければと思います。

谷口委員

すみません、先ほど言いかけてしまったんですが、よろしいですか。

先程の前半戦で先生方が議論されていた、39ページ当たりの「特別の事情」というもの。で、最高裁の判例も勉強させていただいてもやもやしていたのが、ここの整合性の部分です。「特別の事情」というのは離散的な事情のように感じます。つまり、離島など非常に地理的に難しい地域を含んだところだからとか、あるいは大災害に見舞われて何年も復旧にかかるようなところだからとかいうふうに、他と一線を画すような明確な事情が、「特別な事情」なのではないかと感じられます。これに対して人口減少のような現象は、その地域が連続的に衰退するっていうことを指している。だから離散的な意味での特別な事情ではなく、人口が減少して衰退して産業やインフラに支障が生じてっていう連続的な事情で、かつ三重県だけに生じていることではなく、おそらく日本全国の過疎地域に見られる現象なので、それは最高裁の判例が示す「特別な事情」に含まれるのだろうかというのが気になっております。

もしそれが含まれるのであれば、全国の都道府県議会の定数が今後もう減ることはないのではないかとというぐらい、共通の現象だと思うので、その39ペー

ジの下のように、「人口が少ない地域に限定して」というふうな書きぶりもありますが、そこまでも言うかどうかというのは気になっているところです。

もう一つは、岩崎先生が先ほどご指摘された点もとても大事で、33 ページの図表 8 のように、実際一人区から 5 人区までで無投票の選挙区の割合が異なるという現象。実はこれは何人区かということの背景に、もともと一人区や 2 人区は非都市部であるという事情があります。

だからたとえば、人口の多い都市部を細かくわけて、一人区にしたら無投票当選になるかということ、そういうわけではない。逆に非都市部であれば、政治的な利害関係などがもしかしたら調整されやすかったり、候補者が調整され易かったりというようなことが有り得るかもしれないので、そういう地域であれば、一人区であっても 2 人区であっても無投票当選ということは有り得ると。

だから何人区かで無投票当選割合が異なるという現象には、都市部か非都市部という要因が隠れているので、一人区じゃなくせば無投票がなくなるとは、一概には言えない気がします。この調査会の中でも出ているように、エリアをくっつけて、かなりの人数の中選挙区制にするとかでもしない限り、無投票を防ぐのは難しいなと私も感じているので、そこは重要な点だと思いました。

以上です。

金井座長

はいありがとうございます。2 点目の点は非常に重要な事で、そもそも無投票がおきるのは、別に定数だけが原因ではないと言うのはその通りだろうと考えられるときに、ちょっと慎重に書く必要があるということで、そこらへんも踏まえて議論したいと思います。

それから、38 ページの特別の事情問題については、今連続的と離散的という概念で、特別の事情は離散的な話であるというかもしれないということなので、ちょっとそこら辺も含めてですね、調査会自体として具体的に特別の事情は何なのか、さらに今その特別の事情ではなくても地域間の均衡を図るための通常考慮する諸般の要素っていうのはなんなのかということをやっと深め切れてはいないと思います。

やはり、先ほど大橋先生がおっしゃられたように、定数を決める議会で、通常考慮し得る諸般の要素と特別の事情について、具体的に明示する必要があるということにとどめざるを得ないのではないかと思います。

離島というのはある意味離散的な要因ですね。連続的な数字では表せない、移動距離という意味では数字で表せるんですけど、数字で表せない要因があるのかもしれない。人口急減と言うのは連続的なのか離散なのかですね、巨大な量で質に変化するという可能性もありますけれども。

そこらへんちょっと具体化しきれないということですが、まあ、裁量の範囲内で県議会が決定すべきことなんだろうという整理ができないかなというふうに思っております。

はい。他の点でも以上の点でも何か他にございますでしょうか。

岩崎委員

よろしいでしょうか。岩崎です。

一票の較差、40 ページの「投票価値の平等」というところです。この委員会か別の委員会かあまり記憶確かではないんですけど、較差是正の見直しを、例えば人口変動で較差が生じるので、定期的に見直しをするですとか、較差是正のルールを決めるですとか、第三者機関が是正をするということが必要なのではないかと申し上げたような気がします。何を申し上げたいかと言うと、ここは、投票価値の平等っていうことで、こちらみるとわかりやすいんですけど、暗に1票の較差があつて、次に逆転現象となつてしまっています。ですから、アとイの間に、較差是正というのが入つて来た方が、較差があるし逆転現象があるというだけでなく、是正の制度化みたいなものが入つて来た方が良いのかなと思つています。

それと関連するのだと思つていますが、本文のところの45 ページに、三重県議会基本条例では不断の見直しを行うものとしてあるわけでありまして。議会側自身で選挙区とか議員の数を見直すというのは、やっぱりちょっと政治的すぎる。最終的に決めるのは議会ですが、例えば英国のバウンダリーコミッションのように第三者委員会みたいなものが作られて、そこで定期的に人口の変動を受けての見直しをする、というようなことを、提言するのはどうかなという風に思つています。較差は2倍未満に抑えて特別な事情があるといつても3倍みたいな議論はもちろんですけど、是正もちゃんと考えていますというような視点が入つた方がいいというのが、今の趣旨です。

以上です。

金井座長

はいありがとうございました。

定期的見直しについては、岩崎先生、以前からご提言されていると思つてし、さらにそれを実効あらしめるためには、第三者委員会による定期的な見直しも大事だということで、今45 ページのところに入れるとともに、その前段として42 ページあたりに較差と逆転の間にまず較差是正の仕組みというのが必要なのではないかというご意見いただきましたが、いかがでしょうか。

もし皆さんに特段ご異論がなければそういう方向で書いてみたいと思つて

が、いかがでしょうか。

よろしいですか。それではちょっと事務局と相談して…。

大橋委員

よろしいでしょうか？若干危惧されるのは、基準が明確でないところでは、他に委ねてしまう形になりかねない、ということです。今回の諮問もある意味では、議会でいくら議論しても出来ないから第三者の意見を聞くということなのですが、更に第三者の意見を聞くべきであると言うと、第三者に任せて議会が自分で考えなくなってしまうのではないかという心配があります。議会が責任をもってやる問題であることを曖昧にする心配があります。

特別反対する気持ちはないのですが。

金井座長

はい。ご懸念もよくわかります。第三者委員会に投げてしまって、議会の人に俺たちは知ったことないと言われては困ると。

最後に議会で条例を可決しかつ特別の事情も含めて裁量権を正当化しなければならぬのは議会なわけですから、第三者委員会がいくら言おうと、最後は議会で決めなければならないということなのです。そのときに、第三者機関がないと、そもそも見直すきっかけもないではないかというのが岩崎先生のご懸念だと思いますし、大橋先生のご懸念は、第三者委員会に任せてしまえば、俺たちは関係ないよと言われても困るということで確かに難しい問題ですね。

他の委員の方いかがでしょうか。

加藤委員

加藤です。

岩崎先生が言われたことは僕もよく理解できます。その一方で大橋委員も言われたこともよくわかる。

多分頭の中には衆議院の小選挙区の較差是正が岩崎委員にはあると思うんですね。

ところがあれは、1対2という明確な基準がありますので、1対2以内の基本の答申を衆院区割画定審がきちっと出すと、ところが三重県議会の場合には、そういう基準設定がないので、第三者委員会が出来たとしても、我々が今やっていることと同じことをせざるを得ないとそういう危惧が確かにあるという大橋委員の指摘も僕は合っていると思います。だからここは、書き方は難しいような気がします。

事実関係として、45 ページの三重県議会基本条例では云々というくだりの文

言があるんですが、具体的にこれ条文数を入れないとよくわからないんで、これ22条なんでしょうかね、ちょっと事務局の方が調べていただければと思います。以上です。

金井座長

はい、ありがとうございます。じゃあ、三重県議会基本条例については、条文を入れるということですね。

それから確かに第三者委員会に委ねたけど、一体どういう基準で検討するのと言われたら、結局、区割画定審と同じように1対2で線引きするしかない。もともと1対2で線引きした第三者委員会の意見をうけて特別の事情を考えるのが県議会だということになれば、結局県議会ですべてをどこまで特別の事情だということか、を決めれば良い。

そういう意味では説明責任を求めることになる。1対2で出した第三者委員会に対して、何が違うのかというのをあえて明示させるという効果はあるかもしれないと思いながら、今お伺いしていました。

ちょっとなかなか難しい問題なので、他の方でご意見があれば。

なければ、事務局と調整してみます。

それです、特に43ページ44ページについては皆さんの方から今日はご議論をいただいているんですけど、これ非常に重要な点なので、もしご異論がある方がいればぜひこの場に出していただければと思いますが、皆さん、いかがでしょうか。

岩崎委員

岩崎です。いいでしょうか。

総定数のところ。議員一人が何人を代表しているかも重要なんですけども、ちょっと異なる視点から考えてみました。

つまり費用です。歳出に占める議会費の割合は、都道府県議会の平均では0.16%です。三重県はこれが0.21%になっている。

地方税収に占める議会費の割合をみると、47都道府県の平均が0.38%なんですけれども、三重県は0.5%ということで、比較的議会費がかかっているということです。

議員報酬の話ばかり注目されたりもするんですけども、議員報酬×定数が議会費というのを逆に考えてみるとどうなるかということです。

つまり、定数を減らすことだけでなく、議会費からみて、議員さんの報酬を減額して議員定数をあまり減らさないという考えを出しています。

以上です。

金井座長

はい、ありがとうございました。43 ページの（１）の但し書きのところはまさに今おっしゃった意味でありまして、単純に人数だけでなく、掛け算で考えていく方法もある。そういう調整もあるということなので岩崎先生のご趣旨そのものだと思います

岩崎委員

よろしいですか。

そうなんですけれども、ほかの県がどうだということではないと思うんですけども、三重県の議会費用がどのへんにあるのかをみると、平均よりも高い。

特に地方税収に占める議会費の割合っていうのは、三重県民が払っている税のどのくらいが議会にまわっているかというのを知ることができる。２つの指標から見ると少し高めである。これは書いてほしいっていうわけではなくて、そういう事実を掴みましたということ、今ここでご報告したかったわけです。

以上です。

金井座長

はい、ありがとうございました。

それは、データのところで示す必要があったのかもしれませんけれども、とりあえず他県の状況について、東京都議会なんていうのは税収が多いですから、中々簡単に比べるのは難しいとは思いますが、まあそういうデータも本当はあったほうが良かったのかもしれません。

他の点はいかがでしょうか。

磯崎委員

よろしいでしょうか。

40 ページの真ん中ぐらいですけれども、3 倍未満という言葉の、根拠ですけれども、この間、話題には出てきたと思えますし、判例の資料なんかも 1 回目か 2 回目の調査会に出てまいりましたので、それを見ればいいのかもしませんが、ちょっと手元に出せないということもあってちょっと確認をしたいのですが、この 3 倍未満には抑えるべきであるという理由として、過去の判例やというところで、判例がどうなっていたか、3 点何倍というのはあった気もするのですが、そして特別の事情を考えた上で 3 倍こうこう以上だと違法だというふうに言った判例があったかどうか、これ事務局かもしませんが、ご紹介いただければと思います。

過去の判例から 3 倍未満ということがどう言えるのかというところ、もう一

つは、全国的な県議会議員選挙の状況というのは、何を指しているのか。

何倍というまで、現実には何倍の較差があるから、というかほとんど3倍未満に収まっているからそれでいいということなのか、書き直すとすれば、もう少し丁寧にした方が、核心的な部分ですのもう少し加筆した方が、私のような疑問に答えられるように書き直した方がいいと思うんですが、その2点わかりましたら皆さんと共有したいのですが、よろしいでしょうか。

判例の状況がどうだったか、3倍云々というところの倍数、それから、特別の事情を考慮した上で3倍以上というのは違法だという判例が一定数あったのか、それから他県の状況がどうなのか、この2点でございます。

金井座長

事務局今の点の資料はありますか。

事務局（袖岡政策法務監）

はい、事務局袖岡でございます。

資料としましては、第1回の調査会の際にお出ししたものがございまして、判例に関しましては、第1回の資料12というものでお示しをしております。

判例といいますか、過去の選挙の結果について個々に判断をしているものでございますので、すべて何倍だから大丈夫とかそういう問題ではないかもしれないんですけども、過去のどの辺が違法になっているかということが表にしてお示ししているものがございます。それでいきますと、平成元年7月に東京都議会議員選挙に関しまして、全選挙区間で3.09が違法というふうに宣言された事例がございまして、

後、古いですが、昭和62年4月兵庫県議会議員選挙につきましては、特例区を除きまして、3.81でこれは適法という判断が出たものがございます。

それ以外でいきますと、3倍を超えたもので適法となったものはございませんでしてすべて、古いものでいきますと、昭和56年7.45で違法、4.58これが昭和58年ですがこれも違法、3.40昭和60年これも違法でございます。それ以外は3倍以内で適法というふうな結果になっております。

ですので、まとめますと、結局3倍以上で適法になったものというのが、先程の兵庫県の事例だけかなと思います。

すべて個別の事情に応じて争われた裁判の結果ということでございます。

磯崎委員

それらの場合の特別の事情として、特別の事情があるとしても違法だということでしょうか。

まあ、結果として違法だったら特別の事情の云々というのは関係なく、例えば 3.09 というのは違法だと言うことになったというわけですかね。

事務局（袖岡政策法務監）

その特別の事情がどのように判断されたかといいますのは、判決の中身を少し詳細に見たうえで、個々の、選挙というか地域の事情ということがございますので、それを詳細に見ないとわかりませんもので、そこについては、今すぐお答えすることができない状況です。

磯崎委員

わかりました。自分も資料を探し出して見ておきます。

あと、他の都道府県の状況というのは。

事務局（袖岡政策法務監）

これにつきましては、これも同じく、第1回の調査会の資料の10としてお出しした資料がございます。

これは、昨年の統一地方選挙の時の、各都道府県の人口とか議員定数を表にまとめたものでございまして、人口につきましては、平成27年の国勢調査の人口に基づいて計算したものでございます。

それでいきますと、各県で最大のところが神奈川県さんでございまして、2.98895という3倍未満というのが最大でございまして。ちなみに三重県は2.93倍という状況でございました。

ということですので、前回の統一地方選挙におきましては、3倍を超えたところはないというのが実情でございまして。

以上でございまして。

磯崎委員

はい。後段よくわかりました。そうすると、踏まえると、と書いてます、どう踏まえたのかというのが、例えば括弧書きでも書くといいかなと思いましたが

直近の何年選挙で最大が2.98であったことというようなですね、なんか書くといいかなと思いましたが。

以上です。

金井座長

はい、ありがとうございました。

今の資料については、確かに報告書の後ろについていた方がわかりやすいで

すね。

相場的にあって、やっぱり3倍を超えたくないというのが各都道府県議会の発想であるとともに、判例でも3倍を超えると違法になったということはあつたということが事実なので、少なくともそこは避けたいと、思っているのは事実である。

だから3倍でいいのかといわれるとやっぱり1対2だというのが原則だとは思いますが、そこは資料があつた方がわかりやすいと思います。

ちょっとそれは最終的な報告書に資料編どこまで入れるかという議論にもかかるとは思いますが、これ非常に重要な資料だと思うので、是非入れるようにお願いします。

はい、ありがとうございます。

戻りまして、43ページ44ページ、特に何か意見があればお願いいたします。

高橋委員

よろしいでしょうか、高橋です。

43ページの総定数のところでございますけれども、三重県の選挙に向けてという中で書かれている、本文にもあるんですけど、「総定数について、人口の減少に沿って、削減していくことを原則とする」というふうに書いてありますけれども、趣旨としては別に反対するものではございませんけれども、ただ当然総定数の発射台という問題もあると思うんですよね。

そもそも大きければ、当然人口云々にかかわらず減少していくこともあるでしょうし、発射台が低ければ、場合によっては現状ということもあり得るので、ここは一般論として、一般的にはというようなですね、すこし限定的な文言を入れた方がいいのではないかと私は思います。

それは同じく30ページにも、総定数の在り方の中で、まずはというところにありますけれども、「現行の総定数を前提に」と書かれております、減少で改定することが基本になると考えられると書いてありますが、これも同じような表現にした方がよろしいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

金井座長

重要なお指摘ありがとうございました。皆さんはいかがでしょう。

もしご異論がなければ、いまおっしゃったように一般的にとか、なんて形容詞をつければいいのか、一般的にはというくらいですかね、一般論としてはとかがですかね。あるいは…

高橋委員

単純に一般的にはでもいいかなと思いますけれども。

金井座長

一般的にはくらいですかね、わかりました。

高橋委員

ということでお願いができればと。

加藤委員

加藤です。43 ページは具体的な答申内容になりますので、ここで人口が減っていけば総定数も減っていくよってというようなものが、一般的な話じゃなくて、今後の三重県議会の選挙制度に関してはという、そもそも最初の方案にはそういう趣旨があったんじゃないでしょうか。どうなんでしょうか。

そこがはっきりすれば、一般的に言えば、人口が減れば県議会議員の数も減りますよという流れでもいいんですけども、そうじゃなくて、このテーブルでは、三重県議会の今後の状況を見た場合、人口が減っていけば、総定数をその都度見直していくという必要性があるよと言うところにアクセントがあるのか。どっちなんでしょうか。そこがよくわかりませんでした、はい。

金井座長

はい、ありがとうございます。

私の理解としては、中長期的に人口が減るので、まさに人口減少を踏まえてということなので、普通に考えれば中長期的には減るでしょうね、というそういうような趣旨ではないかと思っていますのです。直近だけではなくてですね、直近はどうなるかはともかくですね、中長期的には減るでしょうねと…はい、どうぞ高橋さん。

高橋委員

よろしいでしょうか。金井座長おっしゃるとおりだと私考えておりました。

やはり瞬間風速ではなくて、結局そういう考え方としては当然、一般論としては、考えなければいけないと言うことは大前提だという意味では原則を置くことはいいんですけども、いつの時点でという個別の問題にもなりますし、今の発射台自体の議論というの、具体的にはやはり県議会の方でなされるということ的前提とすれば、そのような限定的な表現もやむを得ないのかな、という理解で申し上げた次第です。

以上です。

金井座長

はい。あまり定数を今すぐにとりうふうになると、また根拠もなく争いになってしまうので、今合意出来たものを前提に中長期的には人口比例で、つまり総人口に比例してというふうな方針を決めておくということが、直近の生々しい争いにしない形で、しかし一定の原則をたてるという意味で多分こういう表現が書いてると思うんですね。

発射台の話もありますけど、今という話になると、やれいくつだというふうに揉め始めるのですが、中長期的には合意が出来るのではないかと、それは考え方として決しておかしな事ではないんじゃないかと。そういうような趣旨で、人口減少に沿ってということが、将来の方に向けて、次の一回の定数でと言う意味ではなくて、2040年とか2045年の人口推計を見る中で、ということです。5年ごとに国政調査はあるわけですから、それを踏まえて考えていくと。

ただし、議会費との掛け算の話なので、そこは過大な負担にならない限りでは調整の余地はあるんじゃないですか、というような意味です。次の事だけではなくて、もっと先を見据えながら次の事も考えるというような方針になっているんじゃないかというのがこの素案の趣旨なんですけれども。

加藤委員

加藤です。わかりました。

金井委員

すみません。

他にはいかがでしょうか。

このやっぱり5のところは非常に具体的な、調査会としては、結論に当たるので。

磯崎委員

磯崎です、よろしいでしょうか。

43 ページの一番下のところ、(ウ)の特別の事情と言うところですが、先ほどの論点とも連動してくるのですが、ここに書いてある事は、人口減少の著しい地域を優先する考え方に立つ場合に限定すること、というのはちょっと簡単すぎるというか、ここだけが重要なのだろうかという気がいたしまして、むしろ先ほどの座長の整理ですと、特別な事情としては様々な要素が考えられるが、それが一定の社会的事情に基づいて合理的な判断であることを説明すること、とかいうふうな、その合理性の範囲の中にとどまらなければいけないよ、またその合理性についてはちゃんと具体的事実をもとにして説明できなければいけないよ、

ここをいれたらどうでしょうかという提案でございます。

金井座長

はい。ありがとうございます。まあ確かに、先ほどの議論だと特別な事情というのは具体化がなかなか難しいのですが、とにかく県議会でちゃんと説明がつかないと駄目ですよ、ということなのです。今のようなご趣旨は確かに、今日の議論ではその方向だろうと思います。人口の厳しい地域を優先するというのは、要するに人口の多い地域に特別の事情と言われても困るということです。急にコロナが大変になったですとか、都市部でクラスターが多いからとかそういう事情をと言われても困るという意味だと思いますが、ただ具体的にさらに細かく規定しているものではないのです。先ほど谷口さんが離散的なものではないかと言っていましたけど…

磯崎委員

そうなんですよね、こだわる必要はないというか、こだわると結局効力が限定されてしまうので、様々な要素が考えられるが、合理的な判断でなければいけない、合理的な事情を説明出来なければいけないということを入れていただければいいんじゃないかと思いました。

金井座長

はい。それでは、そういう方向で書いてみたいと思います。
他はいかがでしょうか。

高橋委員

もう1回すみません。今言われた磯崎委員の御指摘は僕も同意します。
44 ページの上の※印のところ、上から2行目「その場合は、それぞれの項目」、僕がちょっと赤ペンで入れたものがあつた、そのまま読みます。「それぞれの項目に関して合理的な説明が加えられなければならない」と明確に書いたほうが良いと、そうした上でなんですけども、この文言と44 ページの5の逆転現象のところは、これは論理的にどう結び付くのでしょうか。
そこが私わからなかったので、原案でちょっとクエスチョンマークを付けたところであります。
以上です。

金井座長

はい。ありがとうございます。じゃあ、ちょっと44 ページの上の(ア)のあ

たりは、先ほどの合理的に説明が加えられる範囲にするということが、今日の議論の流れだと思いますが、それと（オ）の関係ですね、逆転現象は、合理的理由が加えられても絶対認めてはいけないというのがこの原案の趣旨でありますけれども、いや、逆転現象も含めて合理的説明がつけばいいよということであれば、原則として解消する方になると思うんです。前回確か原則を入れなかったっていうのは、合理的な理由はあり得ないという趣旨だったと思いますが、いかがですかね、皆さん。逆転現象は絶対に認めないと。

逆転現象も説明がつけばいいんじゃないの、というふうに言うかですね。

いかがですか、この点は。前回の議論では、逆転現象はいかなる理由でもありえないという趣旨でコンセンサスだったのではないかと思いますけども。

加藤委員はいかがですか。

あるいはほかの委員からもいかがですか。

もしご意見がないようであればこのまま逆転現象については、逆転現象を認める合理的な説明はありえないというスタンスでよろしいですか。

はい、ではそのようにしたいと思います。

ほかの点はいかがでしょう。

高橋先生。

高橋委員

よろしいですか。44 ページの一票の較差エのところの最後の※印の、最後のくだりですが、既存の選挙区の合区を検討するに当たっては、当該選挙区の地域の特性は無視すべきではないというくだりなんですけれども、この当該選挙区というのは、例えば2つのA区とB区が合区するといったときC区が出来るといときに、このC区自体の特性も何らかの特性というものを考えて、それは無視されるべきものではないというふうにも読めるんですけども、そういう趣旨で理解はよろしいのでしょうか。

金井座長

そういう趣旨だと思います。つまりAという選挙区とBという選挙区を合わせてCという新たな合区した選挙区が出来るといことは、要するにCというエリアがある程度の地域としてのまとまりを持っているということが前提で、Aという選挙区とBという選挙区をくっつけてもそれがCというまとまりがないのに無理やりくっつけるというのは、あまり地域性を反映した合区の考え方ではないと。

本当にそういう地域があるのかどうかはともかくとして、考え方としてはどのレベルかはともかくとして、地域を前提にまとまりを考えていくというのが

これまでの議論だったと思います。本当にそういう上手い具合の地域の多層の色々なレベルがあるのかといわれたら、それは具体的に見てみないとわかりませんが、ものの考え方としてはそういうことだと。

Aという選挙区もBという選挙区もそれなりの地域としてのまとまりは既に持っている、さらにそれを合区するんだったら、それを包括するCというまとまりがなければやっぱりおかしいだろうと。まあ、そういう趣旨だと思います。

高橋委員

おっしゃるとおりだと思うんですけども、私もそういうふうに読んではいませんが、ただ先ほどの例でいくと、AとBという地域の特性とCという地域の特性というのは、微妙に色々違うレベルなのか性格なのかわかりませんが、色々ずれてくる中で、合区した後のAとBというのはどうなるんだというような議論がちょっとあるような気がしてそこの辺ちょっと悩ましいなという気はいたしました。

金井座長

おっしゃるとおり、Cというまとまりで合区してしまいますと、Aという地域とBという地域は、選挙区としては消えてしまいますので、確かにAという地域がそのまま代表できなくなるだろうというのはまさにおっしゃる通りです。そうなので、本当は避けたいんですけども、1対2とか人口比例の原則がある以上やむを得ないということです。止むを得ないけれども、めちゃくちゃにくっつけるのではなくて、せめてCというまとまりでくっつけて欲しいということなんです。決してAという地域がなくなることが望ましいと言っているわけではないんですけども、万やむを得ず人口比例の原則から、そうせざるをえない場面が出てくるだろうと、そういう趣旨であります。

高橋委員

はい、わかりました。了解しました。

金井座長

はい。他にはいかがでしょうか。43 ページ 44 ページ重要なところですので、是非皆さんのコンセンサスを確認したいと思いますので。

大橋委員

よろしいですか。大橋ですが。

45 ページの最後のところですが、制度選択が政策指向になるということは避

けなければいけないという指摘は、座長が最初からおっしゃっていたことです。

ただ、これは諮問を受けた我々のとる立場と、本来的に政策決定機関である議会とでは少し違うのではないかという気がします。

議会としてももちろん制度の選択が一定の政策を指向することになることは認識しなければなりません、一定の政策を指向して制度を考えることまでいけないというのは少し違うのではないかという気がします。議会としては、意図的にやるのであればよいのではないかという気がしなくはないのです。

つまり、我々に対する行動規制と議会の行動規制とは少し違って、これは、我々の事について書いているのではないかな、とそういうふうに思いました。

金井座長

貴重なご意見ありがとうございます。いかがでしょうか。今の大橋先生の御意見に関して。

私の理解としては、これは谷口先生もずっとおっしゃってますが、この調査会自体として特定の政策選択が出来ないというのはその通りとして、運営してきたと思います。

その上で、県議会の制度選択はどうするのかということなのですが、この制度の選択は、やっぱり特定の政策しか出来ないという制度にしてしまうというのは、制度的意思決定をする時は県議会としてはやはりやってはいけないことだと私は思っております。

政策の選択は県議会の仕事だと思いますが、政策の選択が出来ない制度の選択をしてしまうということは、いわば、県議会は政策選択が出来なくなるということですから、それは県議会としてはやはりやってはいけない事だと思いますので、その点は、理念的な問題としてやはり言っているのではないかと。

我々は、いわば政治的正当性がないから政策選択が出来ないということですが、県議会の方は政策選択をする正当性を得るためには自らの制度は政策的な偏向性を持ってはいけないということは、これは私は必然だと思っています。

ちょっとそこは大橋先生とは意見はあまり一致しないかな、と。

色々な政策をとれる中で選択をするのは県議会の仕事であって、特定の政策しか出来ない制度を決めてしまうと、もはや県議会がないのも一緒になってしまいますので。

大橋委員

わかりました。私も、別にそれにこだわる必要がありませんので、特に原案で結構です。

金井座長

すみません。

そこらへんはちょっと県議会としての立場と我々の立場は違うんですけれども、違う意味でやはり、制度を考える時には重要ななと思っていますので。

あとほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

だいたい時間が終了に近づいてきました。素案については幅広く意見をいただいたので、それをもとに座長案として次回までにまとめたいと思います。

それから 43 ページ 44 ページについても修正のアイディアもいただきましたので、それも含めて一部文言修正するかもしれませんが、基本的な方向性や表現については、納得といたしますか、合意形成が出来たのではないかと思います。

色々ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

それでは一通り、最終報告書の座長素案についてはご意見を頂けたものと思います。どうもありがとうございます。それでは、予定の時間も近づいてまいりましたので、本日の調査はこのあたりにしたいと思います。

最後に事項書2のその他としまして、次回の調査会の進め方などについてご協議をお願いします。

次回の調査会の日程ですが、委員の皆様のご都合を踏まえ、9月28日月曜日、13時からというふうに関催としてはどうかと考えておりますが、いかがでしょうか。

9月28日月曜日13時、午後1時から開催と、よろしいですか。

前回開始時間がどちらだったかという議論ありました、今回は午後1時と、13時ということです。

なお、これまで、従来といたしますか、昨年度は基本的に一堂に会して行ってきましたが、このところ本日のようなWeb会議が中心になっております。

次回もWeb会議になるのかどうなのかということについては、新型コロナウイルス感染症の状況などを考慮しながら検討する必要がありますので、座長にご一任いただければと思いますが、よろしいですか。

はい。では特段ご異論もないようですので、次回の会議は9月28日月曜日13時午後1時から開催とし、その開催方法については座長一任ということで進めたいと思います。

後日正式な通知は発出いたしますが、ご予約いただければと思いますので、お願いいたします。

本日いただきましたご意見をもとに最終報告書案を練り直しまして、次回の調査会では最終案として提示し、少なくとも座長一任まで取り付けたいと思

ますので、是非ご協力をいただければと思います。委員におかれましても各自ご検討のほどよろしく願いいたします。

本日ご協議いただく事項は以上となりますが、委員の方から何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

加藤委員

加藤です。1点だけ流れ、教えてください。

次回やりますよね、これをもって座長一任にして、その後はもう答申を県議長に手渡すということなのでしょうか。

金井座長

事務局どうお考えですか。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局袖岡でございます。議会への報告の仕方につきましては、また座長とも相談させていただきまして、また決めていきたいというふうには考えております。

次回最終的な座長案につきましてご検討いただいて、そこでもし何かこう大きな変更というのがある場合にはまたもしかするともう1度ということは可能性としては考えられるところではございますけれども、大きな変更がなくて字句修正程度でありましたら、座長への一任をいただいてというふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

金井座長

一応目指す方向としては、次回座長一任までいただければ、それでおしまい、ということになるわけですね。

ちなみに、座長案については事前に送付することは出来そうですか。

事務局（袖岡政策法務監）

はい。今回と同じような感じで、できるだけ早い段階で各委員の方にはお送りしたいというふうに考えております。以上でございます。

金井座長

はい。ということで、是非お目通しいただければと思います。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

岩崎委員

岩崎です。よろしいですか。

座長案をお送りいただく時に、資料も、どんな資料をおつけになるか確認しておきたいので、資料編もお願いできますか。

金井座長

はい、事務局できますか。どういう資料を載せるのかということですね。

事務局（袖岡政策法務監）

事務局でございます。

資料編というものを作ることは今のところ考えてございませんでして、基本的にはこの本冊の方に今グラフとか表とかを載せておりますのは資料というふうなつもりでおりますので、本日おっしゃられたような各都道府県の昨年の選挙の時の較差でありますとか、追加の部分につきましては、この本冊の方の後ろにつける形にするのか、もしくは本文の方に入れるかは座長の方と相談したいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

金井座長

資料の付け方も含めて次回の座長案までにはまとめる必要があるということですね。

今日の資料でもヘアとアダムズによる定数のシミュレーションとかもありますけれども、こういうものを資料に入れた方が良いとは思うんですけれども。

事務局（袖岡政策法務監）

はい。本日の資料につきましては、これも報告書の方に入れるということでございましたら、そのようにさせていただきますので、また座長と相談させていただくということでよろしいでしょうか

金井座長

はい。地域の地図と推計というのは非常に重要な基礎資料だと思いますので。

ちょっと資料も含めて次回までに案をきちんとまとめる必要があると思いますので、よろしくお願ひします。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了したいと思います。最後に皆様のカメラをオンに
していただきまして、皆様のお顔を確認して終わりたいと思いますので、よろし
くお願いします。

それでは、以上で第9回選挙区及び定数に関する有り方調査会を終了したい
と思います。お疲れ様でした。